

年 月 日

中間市水道事業管理者
中間市長 様

増圧ポンプ設置条件承諾書

増圧ポンプを設置するに当たり、下記のとおり、承諾書を提出します。

水 栓 番 号		
設 置 場 所		市 町
所 有 者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	() —
維 持 管 理 責 任 者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	() —
維 持 管 理 業 者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	() —

増圧ポンプを設置するに当たり、次の条件を承諾します。また、問題が生じた場合には、当方において一切の責任をもって解決します。（裏面参照のこと）

記

(維持管理責任者等の変更届)

- 1 増圧ポンプの所有者、維持管理責任者及び業者を変更するときは、変更後の所有者、維持管理責任者及び業者にここで定める条件を熟知させた上、管理者に書面により届け出ること。

(管理責任)

- 2 増圧ポンプは、所有者が責任をもって維持管理し、常に正常な状態で運転するように努めること。なお、維持管理に起因した給水についての苦情は、所有者、使用者等の責任において解決すること。

(定期点検)

- 3 増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、年1回以上の定期点検を行うこと。

(断水)

- 4 計画的又は緊急的な断水時には、水の使用ができなくなることを承知し、使用者等にも周知を行うこと。

(共同給水栓)

- 5 停電、故障等により増圧ポンプが停止した場合又は水圧低下に伴う出水不良若しくは濁水が生じた場合には共同給水栓等を使用すること。

(既設設備等に使用責任)

- 6 水槽式給水を増圧給水に変更した場合等で、これに起因する漏水等に事故については、所有者、使用者等の責任において解決するとともに、管理者の指示に従い速やかに改善すること。

(水道メーターの管理)

- 7 水道メーターは、計量に支障が生じないよう適切な管理を行い、計量法に基づく等の取換えの際には管理者に協力すること。

(宅地内給水等の維持管理)

- 8 宅地内に布設された給水管等は、善良な管理者の注意をもって維持管理すること。

(紛争の解決)

- 9 上記の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧ポンプに起因する紛争については、当事者間で解決すること。

(損害の補償)

- 10 増圧ポンプの事故等により、市その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

追記